

定額減税がスタートします

令和6年6月1日以後最初に支払う給与等から定額減税を行うこととなります。このページでは、主に給与等の源泉徴収事務（所得税）に係る令和6年分定額減税の概要についてご案内します。したがって、個人事業主本人や複数の勤務先がある給与所得者及び年金受給者等については触れておりません。また、個人住民税（地方税）の定額減税や、控除しきれない場合の給付金に係わる事項につきましては、下記のQRコードからご覧いただくか、お住いの市区町村へお尋ねください。

1. 定額減税の概要

【定額減税の対象となる人】

令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」）の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係わる合計所得金額が1,805万円以下である人です。

【定額減税額】

定額による所得税額の特別控除の額（以下「定額減税額」）は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

① 本人（居住者に限る）→30,000円

② 同一生計配偶者※1及び扶養親族※2（いずれも居住者に限る）→1人につき30,000円

※1 本人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者を除く）のうち、合計所得金額が48万円以下の者。

※2 所得税法上の控除対象扶養親族だけでなく、16歳未満の扶養親族も含む。

2. 給与の支払者の事務（給与所得者に対する定額減税）について

給与所得者に対する定額減税は、「扶養控除等（異動）申告書」（以下「扶養控除等申告書」）を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）に対して、その給与の支払者のもとで、その給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。

給与の支払者は、①令和6年6月1日以後に支払う給与等（賞与を含む。以下同様。）に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務（以下「月次減税事務」）と②年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務（以下「年調減税事務」）の2つの事務を行うこととなります。

3. 月次減税事務の手順

月次減税事務では、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から月次減税額を控除します。控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払う給与等に対する源泉徴収税額から順次控除します。なお、月次減税事務は次の手順で行います。

控除対象者の確認⇒各人別控除事績簿の作成⇒月次減税額の計算⇒給与等支払時の控除⇒控除後の事務

★「月次減税事務」の具体的な内容、及び「年調減税事務」は、ページの都合上割愛いたします。詳細は下記の「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税しかた」をご覧いただくか、下記の「給与支払者向け所得税定額減税コールセンター」までお尋ねください。

Point

- 給与所得者が「扶養控除等申告書」に記載していない同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合、「令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」を給与支払者に提出します。詳細は下記QRコードからご覧ください。
- 下記の「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税しかた」内で、月次減税事務では「各人別控除事績簿」が紹介されていますが、「各人別控除事績簿」の作成及び様式は法定されたものではないことから、作成は義務ではなく、作成にあたっては適宜の様式で差し支えありません。

所得税		個人住民税	給付金等
国税庁 HP		総務省 HP	内閣官房 HP
定額減税特設サイト	給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税しかた	個人住民税における定額減税について	新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置
			